

江戸の防衛と八王子

— 傭兵集団配備の意味再考 —

開 沼 正

はじめに

戦国時代の末期、武蔵国多摩郡八王子には北条氏の支城八王子城があった。天正十八（一五九〇）年六月に豊臣方の上杉景勝、前田利家らの軍勢に攻撃され城が落ち、翌月には小田原城が開城した。関東には北条氏に代わって徳川家康が移封され、新たな領国支配を進めた。八王子には大久保長安の指揮の下に「関東十八代官」の陣屋が設置され、また「千人組」という集団が組織された。

千人組とは甲斐武田氏の旧臣九人と彼らに付属する同心二四八人を中核にした組織で、家康の関東移封後、天正十九年に二五二人、慶長五（一六〇〇）年には五〇〇人を新たに増員し、合計で一〇〇〇人（頭も一人増えて一〇一人、以下、頭については「千人頭」と呼ぶ）になったためこの名がある。最初増員で採用された同心には一五俵、二度目の増員の際には一〇俵の俸禄が支給されたとされている。

代官の設置が民政を担当するものであるのに対して、千人

組は軍事を担当するとされた。八王子は小仏峠をはさんで甲斐国につながっている。家康が関東に移った後の甲斐国には秀吉の信頼する大名が配置された。『桑都日記』にも「不虞に備へ、且つ甲州口の防をなす（五九ページ）」とある通り、千人組は秀吉の軍勢を八王子でくいとめ、江戸を防衛するための軍隊だと説明されている。そしてこの説は従来の千人組に関する研究の冒頭に、千人組の設置目的として全く無批判のまま「通説」として採用されてきた。

しかし『桑都日記』や『新編武蔵風土記稿』などの書物の成立には千人組の同心が深くかかわっており、彼らの由緒に関する記述をそのまま読むことはできない。確かに『桑都日記』にあるように、本多正信が千人組設置の目的を「甲州口の防衛」と伝えたのは事実かもしれない。またそれを否定する資料もない。ところが千人組の実際の動員のされ方は設置の目的と矛盾することが多いのは事実であり、これは見過ごすべきではない。

また初期千人組の構成については、「北条の旧臣を中心に八王子の有力農民を加えて組織された」と説明されてきたが、

「旧臣」も「有力農民」も定義が今までは明確ではなかった。「旧臣」が具体的にどのような階層を念頭において使われているのかは重要な問題である。通常は「騎」と数えられる騎馬の武士だった階層を指していると思われるが、もし千人同心研究において足軽や中間クラスまで旧臣に含めていたとすると、千人組がどの階層の旧臣を中心に組織されたかで、その性格は大きく異なってしまうからである。

「有力農民」という言葉も後北条時代の関東ではあまり意味がない。有力な農民は武力を保持し、戦争に際してはしばしば人員・武器・食料の負担をしている。つまり「千人組は北条旧臣と有力農民で組織された」という説明には誤りはないかもしれないが、逆にいえば何も明らかにならなう。さらに「千人組」のことをあまり知らない人が「旧臣」という言葉を騎馬クラスの家臣と誤解するおそれである。そこで本稿では千人組の本質を明らかにした上で、近世初期の八王子の軍事的地位を改めて考えてみたい。

近世武士の基準

千人組の本質を理解するために、まず武士と同心、同心と千人組配下の同心（以下「千人同心」と呼ぶ）の違いについて触れ、これによって千人同心の特異性をうきぼりにしておきたい。

「武士」とは何かという問いに一言で答えるのは難しい。平安末期から近世にいたるまでの一〇〇〇年に近い歴史の中

で、言葉の使われ方も変化し、さまざまな定義が存在しているからである。

鎌倉時代では「武士」といえば基本的には「御家人」を意味し、御家人の「郎等」をも武士の範疇にいれられる。この意味で「武士」は身分を表す言葉ではないとされる。また、たとえ御家人と同等の武力や規模をもつていようとも、非御家人であれば「武士」とは呼ばれなかったことから、「武士」という言葉はきわめて限定された意味を持っていたことがわかる。

その後室町から戦国時代にかけては誰が武士であるかを認めることができる公権力が存在せず、あらゆる集団が武装する中で、武士の定義はいまひとつとなった。秀吉はいわゆる「兵農分離」策を進め、これにより「武士」が身分を表す言葉になり、近世では武士と庶民の区別も明確になったとされる。ただし身分的周縁論が最近活発になってきたことが示すように、誰もが納得できるような線引きが武士と庶民との間で確定されたわけではない。名字や帯刀も武士だけの独占物ではないことは周知のとおりである。

ここではそうした基準として「武士とは軍役を負っている者」という狭い定義をしておく。この場合の「軍役」とは単に戦争に参加することではなく、動員をかけることを意味する。「軍役」で語弊があるのであれば、「動員の義務」と置き換えてもよい。この基準に照らした場合、武士といえるのはたとえ鎗持一人でも戦場に動員する義務のある者である。大名や旗本・御家人は將軍に対して、諸藩の士は大名に対して

この義務を負っている。以下、「武士」という言葉はこの意味で用いる。

以上の定義からいって、同心は武士ではない。同心の成り立ちを振り返ってみても、戦場で武士に付き従った者たち、あるいは大名に動員され、武士に付属させられた者たちがその原型であり、土地を媒介にした「御恩」と「奉公」の主従関係にはない。武士には主君との親疎関係から格式が発生するのに対して、同心の間にはそうしたものはない。幕府の職制でいえば、役高万石以上の京都所司代の同心も二〇〇〇石高の鎗奉行の同心も同じ三〇俵二人扶持で、格式の違いはない。鎗奉行の同心から京都所司代の同心になっても昇進したことにはならない。

江戸幕府の同心も元は徳川氏という戦国大名に動員され、配下の武士に付属されたのが起源である。彼らはもともとパトタイムで動員されるだけなので、身一つで戦場にいった。彼らは寄子とも呼ばれ、中には地侍的な者もいたが、農民層と思われる者も少なくない。これが近世になり支配体制が固まってくるにつれて、「人」ではなく「役職」に付属するようになった。

幕府の同心は役がなくなれば職を失うが、武士は役を失っても家禄まで奪われることはない。この点については、戦国時代の同心は武士の補助という仕事がなくると軍組織から見れば不必要になるのに対して、武士は所領を媒介とする將軍や大名への奉公の義務が残るということと対応している。

武士も同心も戦時にはともに戦闘に参加し、世の中が平和

になると、ともに名字・帯刀の特権を与えられ、支配階級とされた。ところが武士と同心の違いは、その後も厳然と意識され続けた。あまりに明確な違いなのでわざわざ法制化する必要のなかったというのが身分法のなかった理由であろう。

明治になり、身分がなくなると同時に「士族」「卒族」「平民」が明確に分類されたのは象徴的である。ともに特権階級を構成していたという意識から同心を一般庶民より上の卒族とした。しかし武士とは違うという意識が士族と卒族を分け、さらに一代限りの卒族は平民に編入された。

こうした分類は、対象が個人ではなく集団であるだけに、明確な基準に基づいて機械的に行われたい限りは政治紛争を招きかねない問題であるが、武士と庶民はむしろ明治になって初めて制度として明確に分類されたといえる。以上が武士と同心の違いである。

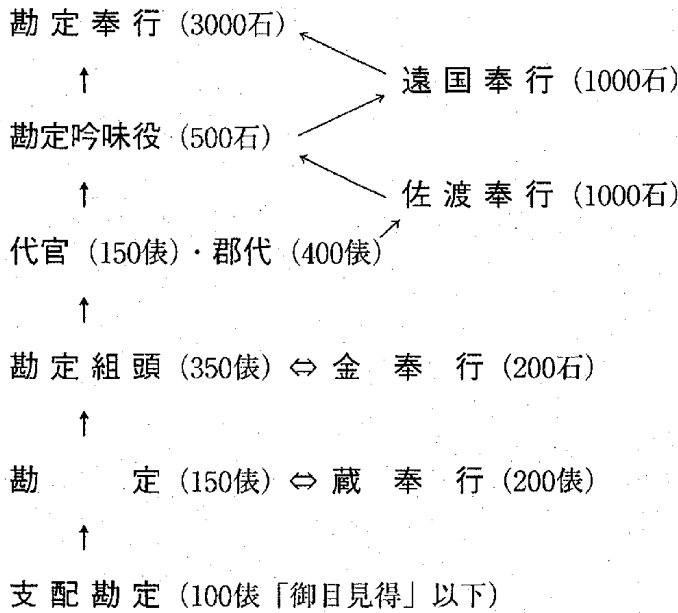
同心と千人同心

同心も千人同心もここでいう「武士」でない点では同じである。それでは違いは何か。ここでは(一)人数、(二)出身階層、(三)身分の取扱いの三点について述べていきたい。

(一) 人数の違い

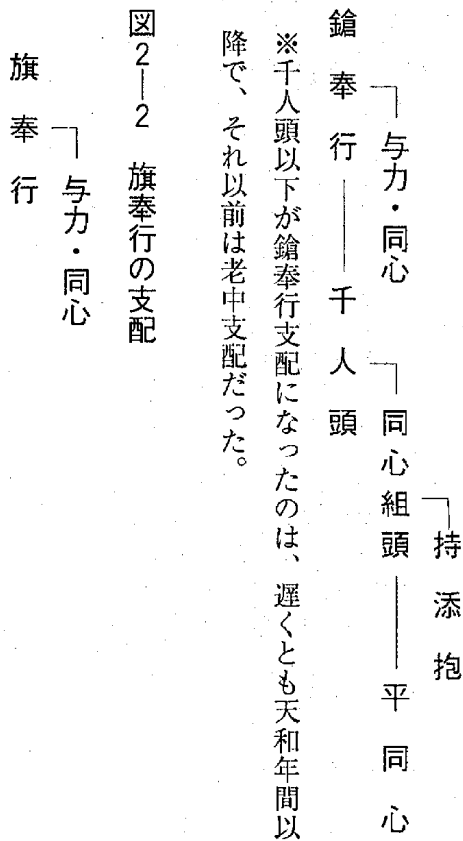
幕府の役職で中期以降に重要性を増した勘定所などの役所では、長官である武士の下役にさらに武士(旗本・御家人)をつけることで官僚機構の充実を図った(図1)。ひとつの役所

図1 勘定方の昇進概念図
(『日本の近世3』161ページ、図3から転載、役高は筆者が加筆した)



内で武士が昇進していけるシステムを確立したわけである。実際に御目見え以下の支配勘定を初任職とした御家人が遠国奉行に昇進する例は数多い。¹⁰ 逆に戦争がなくなり暇になった番方の多くの役職では長官一人に与力・同心を付属させるだけというシンプルな形態を

図2-1 鎗奉行の支配



残している (図2-1、2-2)。こうしたシンプルな役職は、勘定所の例と違って、武士の資格が何よりも重要な意味をもつ。それゆえ千人頭から鎗奉行に昇格した例はひとつもない。いや千人頭と鎗奉行の間にはおそらく「昇格」という概念さえなかったであろう。千人組が甲州にいた時代には、シンプルな形態だった。頭九人に同心二四八人とすれば、武士(千人頭)一人につき平均二八人の同心が付き従っていた計算になる。これくらいの数であれば甲州時代の千人頭クラスの武士が付属させられる同心の数として不自然ではない。¹¹ところが先に述べた二度の増員によって千人組は文字どおり同心一〇〇〇人からなる組織となった。勘定所のように武士を重層的に配属して人数が多いのとは事情が違い、同心は

表1 長官一人あたりの同心数

役職名	役高(石)	同心数
京都所司代	10000	100
大坂在番	10000	100
留守居	5000	50
大番頭	5000	20
書院番頭	4000	20
小姓組番	4000	0
江戸町奉行	3000	120
百人組頭	3000	100
新番頭	2000	0
旗奉行	2000	15
鎗奉行	2000	10
京都町奉行	1500	50
大坂町奉行	1500	50
先手組	1500	30
千人組	200俵	100

※『国史大辞典』(吉川弘文館)、『江戸幕府役職集成』(笹間良彦、雄山閣)を参考にして作成

かりを集めて人数が多い組織である。これは幕府職制の中でも不自然なほどの同心数といえる。

幕府の職制で同心数の多い役職は千人頭の一〇〇〇人を筆頭に、先手組の九三〇人、百人組四〇〇人、大番組二四〇人、町奉行所二四〇人、留守居二〇〇人などとなっている。しかしこれは組全体の同心の数であって、長官(武士)一人に付属される同心数を比較すると千人組の同心数は際立っている(表1)。

役職と同心数については格式が高い役職ほど(京都所司代など)、あるいは多忙な役職ほど(町奉行など)、同心数が多くなる傾向があるが、千人頭はそのどちらでもない。さらに役高からみた場合、千人組の不自然さはより一層明確になる。

(二) 出身階層の違い

この不自然さが千人組の二度の増員に起因していることはいうまでもない。この増員によって千人組の同心は一挙に四倍になった。そして一般の同心と比べて、数において際立っただけでなく、性格まで変えてしまった。これが同心と千人同心の二つ目の違いである。以下、それについて述べる。

落城間もない八王子は多くの浪人であふれていた。千人同心はこれら旧北条氏の浪人に有力農民層を加えて成立したというのにも述べた。この記述自体に誤りはないかもしれない。しかし最近の研究によると、資料にみられる「浪人」が具体的に意味する対象は、従来考えられてきたような「武士」ではなく、大部分は「中間」とか「あらしこ」などと呼ばれ、戦場を渡り歩いて生活する傭兵やゴロツキであったことが明らかにになっている。

「傭兵」という語は『国史大辞典』では立項されていない。主従関係について、従来は「忠孝」という近世の倫理観ばかりが強調され、すべての戦闘員が主君に無私の忠誠を尽くし、傭兵など存在しなかったかのような印象を与えている。近世には、もとは契約の戦闘員であった同心にも忠誠心が吹き込まれた。主君との関係では武士と傭兵の間には明確な違いがあったが、倫理上、両者の違いは不明確になった。現代からみて違いが分かりにくいのは、未だにわれわれが近世の主従関係に引きずられ、契約によって雇われる「傭兵」という語感には違和感をもっているからであろう。

しかし御恩と奉公という主従関係をもつ武士は全軍隊の一

割程度にすぎず、大部分はカネによる契約である。彼らは戦争がなくなると食い詰めてしまう。小田原北条氏の滅亡と秀吉による統一政権の成立は、彼らから半永久的に「職場」を奪ったことになる。当時の八王子にはそうした「失業者」がウヨウヨしていた。進駐してきた徳川氏にとっては、戦争で逃げ散ってしまった百姓たちを一日でも早く元の耕作に従事させたかったにちがいない。しかし「戦場あらし」のような連中がいたのではそれもできない。百姓が安心して戻ってこられる環境を整えるためには、「失業者」たちの生活保証が不可欠であった。千人同心として採用された者の大部分は戦場を渡り歩いて食いつないでいた階層であり、増員の本当の理由は彼らの救済にとまなう百姓の還住だったのである。

同心は、本来、武士の職務上の補助であるから、前述のようによほど多忙か格式の高い役職でない限り、せいぜい一〇数人もいれば充分である。それなのに千人同心は二〇〇俵クラスの武士一人につき一〇〇人も配され、あたかも戦闘員であるかのように長柄を持たされている。これは千人同心が、武士の職務補助という同心本来の目的ではなく、傭兵として雇われたという成立過程を残しているからであろう。

また千人同心の俸給（一〇俵一人扶持）は一般同心の基本給（三〇俵二人扶持）に比べて格段に低い。一般同心で一〇俵というのを見習いとしての「仮抱入」か「部屋住み」に対する俸禄で、「本抱入」までの一時的な措置である。これは千人同心が一般同心より低い地位だったことを示す。一般同心は必要があつて武士に付属されていた。しかし千人同心は、

表1を見ればわかるように、必要もないのに無理に付属させた観がある。

もちろん増員された千人同心のなかに、北条の旧臣（本稿で呼ぶ「武士」）がいた可能性は否定しない¹⁷。しかし何百人もの「武士」が八王子およびその周辺という狭い地域に所領をもっていたとは考えられない。戦争という非常事態のゆえに一時的に北条の上級家臣たちが城に詰め、多くの「武士」も城に集まっていたことは確かであろう。

しかし北条氏が滅亡した時点で、八王子に所領を持たない武士は八王子には何の権利義務関係もなくなる。したがって生き残った武士たちは自分の所領に戻るはずである。彼らの関心事は新たな支配者である徳川氏に自分の所領が安堵されるかどうかである。氏照の重臣で、八王子で戦死した中山家範の二人の子、照守、信吉は家康に仕え、水戸藩国家老（二万五千石）となったのをはじめとして、慶長十三（一六〇八）年に別に三五〇〇石で北条旧臣一七人を召し抱え、さらに元和四（一六一八）年には後に「八王子衆」と呼ばれる北条旧臣を召し抱えている。水戸家以外に高松や越前の松平家、加賀の前田家でも北条旧臣（天野氏、近藤氏など）は召し抱えられているし、注18で言及した間宮氏や氏照の小姓だった山角氏（一〇五〇石）、狩野氏などのように旗本になった者も少なくない。

徳川の時代になつても、彼ら武士は傭兵とは明らかに待遇が異なっている。武士は新しい主君に対して奉公する代わり

表2 組頭の家筋

	寛政10年 [Ⓐ]		文化7年 [Ⓑ]	文政2年 [Ⓒ]	
	組頭	平同心	組頭	組頭	平同心
天正以来	※35	107	32	23	66
慶長以来				9	46
家光以来	※15	80	13	293	
家綱以来			13		

※天正・慶長の35家のうち4家、および家光の時代に召し抱えられた15家のうち2家は、もともと平同心だが、当人あるいは父の代に組頭に登用された家筋。

表3 同心・組頭の残存率(文政2年)

	組頭	同心
天正以来 (計248人)	$\frac{23}{23}$ (100%)	$\frac{66}{225}$ (29.3%)
増員同心 (計752人)	$\frac{9}{77}$ (11.7%)	$\frac{46}{675}$ (6.8%)

るだけであり、一時的な雇用である。これが後に「御抱え筋」という格式にもつながっていく。
八王子およびその周辺は北条氏照が支配しており、落城後は一時無主の地になった。武士たちが自分の所領に去った後、

八王子にとどまっていたのは行き場を失った傭兵たちであった。無主の地は無法の地でもあり、濫妨・狼藉の危険は大きかった。彼ら傭兵は早急に再雇用される必要があったのである。

千人同心が傭兵だったという傍証をいくつか挙げてみよう。近世において千人組の同心や組頭の家筋の調査が何度か行なわれたことがある(表2)。そして表2の文政二年のデータを元にして天正以来の同心・組頭の家筋と増員された同心・組頭の家筋の残存率を比べてみた(表3)。

表3によると増員された同心・組頭の家筋の残存率は天正以来の家筋に比べて明らかに低い。一〇俵から一五俵という「仮抱入」待遇の俸禄だけでは自分一人ならともかく、家を維持し同心の地位を子孫に継承させることは難しいだろう。そこで同心株は人手に渡ることになる(これを「由緒番代」と呼んでいる)。

時代が下るにつれて、天正・慶長からの家筋が尊ばれるようになるのはもちろんであるが、それに次いでみられるのが、家光・家綱の代に同心となった家筋である。表2の基礎になった三つのデータの時代分類が「天正・慶長・家光・家綱」であるのをはじめとして、同心の人事異動に際して、その推薦文には「大猷院(あるいは厳有院)様御代々」などと家光・家綱の代からの同心である旨が特記事項として記載されている。

それに対して家康や秀忠、あるいは綱吉以降の將軍の代に同心になった家については管見の限り特別な記載がない。こ

れにはそれぞれの理由が考えられる。ひとつは家康・秀忠の時代に同心になった家が存在しなかったこと、もうひとつは綱吉の時代以降に同心となった家は特記するほど古くないと思われたことである。

表2によれば、天正・慶長からの同心が一五〇家近く残り、家光・家綱の時代からの同心が三〇〇家近く残っているの、家康・秀忠の時代からの同心家が全くいないというのは確率的に見てあまり高くないと思われる。ただ家光・家綱の時代が目立つのは、増員された同心にとって、ちょうど代替わりの時代だったという事情、および「家」の概念が庶民の間には成立しておらず、傭兵の階層では「家を継ぐ」という意識が希薄だったという事情があるだろう。

つまり増員された同心がそろそろ引退する時期になったが、傭兵ゆえに跡継ぎとなる身寄りもなく、あるいは跡継ぎにしようという意志もなく、彼らの代だけで同心株を手放したということである。株は徐々に地元の有力者や甲州以来の同心の分家に渡っていったが、これが家光・家綱の時代に重なっていた。

この時代は戦争もなくなり、身分の違いが明らかにになりはじめていた。傭兵だった同心も「支配階級のはしくれ」となり、地元の有力者が金を出してでも手に入れる価値をもつようになつていたのである。後の千人同心にとつては、家光・家綱の時代は、千人組という組織が身一つで戦場を渡り歩いた傭兵の集団から有力者（甲州以来の同心、八王子の旧家）の集団への転換期と認識されていたのであろう。表3における

増員同心の残存率の低さ、および家光・家綱時代の特別な扱いはこうした事情を裏づけている。

これらのことは他の資料でも裏づけられる。たとえば安永九（一七八〇）年の山本組同心の由緒書をみると、家光・家綱の時代に同心になった家は「何之誰跡御番代被 仰付候与申儀不明御座候」として株の入手先を記載していない家が多い（表4、二二家のうち九家）。天正・慶長以来の家が由緒書に細かく、しかも誇らしげに代々の事績を記しているのに、それより後の時代に由緒番代した家が、番代の経緯を全く伝えていないのは不自然である。

一方、享和二（一八〇二）年の中村組同心由緒書では、家光・家綱の時代であろうが、綱吉以降の時代であろうが、由緒番代の前後で同心家の名字に変化はなく、名字の継続性を強調している（表5、家光以降で二四家のうち一七家の名字が継続している。残る七家は、当時からみて比較的近い過去に番代がおこなわれている）。

たしかに株の入手先が不明の場合もあるだろうし、同じ名字の親類の間で由緒番代がおこなわれ、名字が継続する場合もあったであろうが、それぞれの由緒書がどちらかの傾向で統一されているのは、書類作成の際に書式が決められていたことを思わせる。

いずれにせよ家光・家綱時代に番代をした家は、時代や組を問わず、株の入手先を意図的に隠している。株の入手先を隠したいような相手から譲り受けたと考えざるを得ない。こうした点を考えると、「同心の増員は北条旧臣と有力農民を

表4 同心由緒書にみる同心株入手先の記載(安永9年山本組)

	天正以来	慶長以来	秀忠以来	家光以来	家綱以来	綱吉以降
同心数	10	0	0	4	8	23
記載あり	—	—	—	0	3	23

表5 由緒番代の際の同心名字の継続(享和2年中村組)

	天正以来	慶長以来	秀忠以来	家光以来	家綱以来	綱吉以降
同心数	1	2	0	2	3	19
名字継続	—	2	—	2	3	12

※「天正以来」の同心には由緒番代がないので「—」、「慶長以来」、「秀忠以来」の同心で母数が0の場合は「—」とした。

中心に行なわれた」という従来の説も以下のようにすると、より明確になる。すなわち「同心の増員は濫妨・狼藉の危険を減らすために旧備兵層によってまかなわれたが、例外的に北条旧臣が含まれていた可能性もある」と手直しをするべきであるし、その後に「備兵層から採用された同心は家光・家綱の時代にはほとんど姿を消し、同心株は地元の有力者に移っていった」と付け加える必要もある。

(三) 身分の取扱いの違い

最後に身分の取扱いの違いであるが、ここでは戸籍と名字の二点について触れる。

一般同心は全員が拝領屋敷(組屋敷)に住み、戸籍の取扱いは庶民とは区別されていた。千人同心も組屋敷に住居するものは、同心の家族まで御家人の扱いを受けていたが、これはほんの一部である。大部分の千人同心は村方に居住し、戸籍も宗門人別帳によって把握されていた。同心だけの別帳をつくることもなかったし、人別帳に名字を記載することすら許されなかった。

安永七(一七七八)年の幕府裁定(勘定奉行桑原成貞)で、千人同心は「同心株所持百姓にて勤方の外身分は百姓と心得るように申し渡された。まさに備兵である。ここにも千人同心の臨時雇用の形態が、一般同心以上に強く残っている。寛政七(一七九五)年には、五人組帳や人別帳に「千人同心」という肩書きを書くことが認められ、これにより千人同心の特権が村のなかである程度確保されたという見方がある。しかしこれとて「水車稼」とか「質屋」などと同様に、支配者が領民の農間余業を知る程度の意味でしかない。近世においては名字を公に名乗り、あるいは書類に記すことが特権であるのだから、人別帳に肩書きの記載しか認められなかったのであれば、法的にみて他の百姓と何ら変わりはない。庶民が千人同心を見る目も「帯刀人」という意識であった。「帯刀人」とは当時の語感では「旗本や公家などの家来になり、その権威を借りて名字を名乗ったり帯刀しているもの」

という意味をもち、いわゆる「武士」ではない。「名字帯刀」とは公務の有無にかかわらず常に名字を名乗り、両刀を帯びることのできる権利である。千人同心は公務のとき以外は名字帯刀を認められておらず、もし公務以外で名字を名乗り、帯刀すれば、不法な存在としての「帯刀人」と認識されたのである。つまり千人同心は名字帯刀を許された百姓がもつほどの特権すらもっていないといえる。同じ「同心」とはいっても、一般の同心と千人同心ではこうした違いがある。

「江戸の防衛」の幻想

千人組の設置の目的は甲州口の防衛であるといわれているが、これがどの程度本当であるかを検証してみたい。

千人組は結成以来、奥州や名護屋への出陣をはじめ、あらゆる合戦に動員されている。甲州口の防衛が任務であるなら、なぜ千人組を守備隊として八王子に残さなかったのであろうか。このことは甲州口の防衛が多分に名目であったことを思わせる。動員によって千人同心（元傭兵集団）を八王子から切り離して住民を安心させ、さらには傭兵に活躍の場を与えることまで意図していたとさえ考えられる。つまり千人組設置の本当の目的は前述のように失業者の救済だったということである。

八王子の軍事的な重要性についても再検討が必要であろう。家康が関東に移封された後に、甲斐国には秀吉の養子である羽柴秀勝が配され、ついで秀吉が信頼する浅野長政・幸長父

子が入ってきた。つまり秀吉は甲斐国を対徳川の最前線と考えて重視し、有力大名を配備したため、関東と甲斐国の緊張が高まったとされる。そして八王子はこれら豊臣政権の有力大名に対する備えとして軍事的な重要性があるとされてきた。しかしそれなら徳川方も守りを固めるはずであるが、そうはなっていない。

当時の軍隊は騎馬を中心として、弓、鎗、鉄砲などの各隊から構成されており、状況にあわせてそれらを使うのが戦争のやり方だった。それを考えると千人組は軍事組織としては明らかに異例の編成である。名こそ「千人」と勇ましいが、軍隊としてみた場合には武士がわずかに一〇人とその下に雑兵が一〇〇〇人である。この中で正規の戦闘員は武士である千人頭一〇騎と、あとはせいぜい彼らが軍役として動員する侍を合計してもおそらく三〇人前後であろう（残りは千人頭の荷物持ちなど個人的な身の回りの世話をする非戦闘員である）。傭兵である千人同心を戦闘員と仮定しても、この程度の軍備では秀吉の軍隊に対抗できるとは思えない。

家康が自分の信頼する譜代の家臣ではなく、転封先で新たに採用した人員が全体の八割近く（二〇〇〇分の七五二）を占める軍隊を配備した意味を考えざるべきである。まして八王子は激しい銃撃戦の末に落城しているのだから、鉄砲の威力は身にしみてわかっていたはずである。それにもかかわらず、わずかの武士を指揮官として長柄だけの雑兵一〇〇〇人しか配備しなかったのは他に理由があるにちがいない。つまり八王子は当時、甲州口の守りとしては軍事的に重要ではなかった

ので、千人組の配備だけで十分だったという理由である。「配備」とはいつでも前述のように軍事動員で八王子を空けることのほうが多かった。

確かに江戸は甲州道中で八王子を経由して甲斐国とつながっている。しかし、それは江戸時代になり、街道が整備されてからのことで、当時、西から関東に侵入するルートとしては、箱根を越えるか、碓氷峠を越えるものが一般的だったようである。

永禄十二(一五六九)年に武田信玄が小田原を攻めたときのルートは甲府から北上し、信州に入り、碓氷峠から関東に侵入してきた。退却するときは阻模の津久井から川沿いに甲斐に入っている。天正十(一五八二)年に武田氏が滅んだときには、逆に北条が甲斐を攻めた。このときには上州松井田からやはり碓氷峠を経て信州に入り、諏訪の高島城を落としてから甲斐に向かった。天正十八年、秀吉が小田原を攻めたときには、本隊は箱根(東海道)ルート、前田・上杉ら北国隊は碓氷峠のルートで小田原を包囲した。

唯一の例外は永禄十二年に甲斐上野原の小山田信茂が信玄に呼応して小仏峠を越えて八王子に侵入した例だが、北条側はその前後で何の対策もとっていない。小山田や加藤虎景らが上野原で武田の加勢であることは前からわかっているのに小仏峠の守りは固められていないのである。また慶応四(一八六八)年には東山道鎮撫軍が甲州道中を通り、小仏峠を越えて江戸に向かったが、このときはすでに街道が整っており、八王子から江戸へは街道伝いに進めばよかったので、

事情が異なっている。例外の中にも入らないであろう。

甲斐を通って武蔵に入るルートは、主なもので松原ルート(桐原経由)と奥多摩ルート(小菅経由、柳沢峠経由、大菩薩峠(経山)、そして八王子ルート(小仏峠経由、和田峠経由)が考えられる。しかしいずれのルートも峠や川がいくつもあって、人や物の移動が大変である。このなかで戦国時代に比較的使われたのが大菩薩峠と和田峠のルートだった。「古甲州道」と呼ばれるのは、この和田峠越えの道である。

無理に甲斐から直接武蔵に入ること考えずに、地形をみて軍隊を動かすルートを考えれば、甲斐から相模(津久井)を経由して関東に入るルート(武田信玄が永禄十二年に退却路として逆に進んだルート)が最も自然である。

千人頭が甲州にいたときには、甲斐の九つの口を守備する道筋奉行という役目をもっていたが、この九つのルートをみると小仏を越えるものはない。しかし津久井ルートは記されている。したがって当時の小仏峠は軍隊の通過が物理上は可能であったとしても、ルートとしての戦略上の重要性は低かったとみるべきである。つまり信玄の時代から甲斐―武蔵のルートは津久井を経由するのが一般的だったのである。

もし江戸の防衛のために守備隊を置くのであれば、八王子よりもむしろ津久井のほうが妥当であろう(事実、小田原や碓氷峠など西から関東に侵入するルートは家康の信頼する有力家臣で固められている)。それが八王子に置かれたのは、軍事的な重要性よりも失業者がそこにいたからである。八王子は軍事的には安全であり、それゆえに軍事組織をもたない代官陣屋

を集中させることができたのである。失業者さえ町をうろつかなくなれば、代官陣屋だけで治安維持は十分に可能であつたろう。

八王子が江戸防衛の重要拠点というのはどうやら甲州道中の存在があたりまえの世の中になった時代の歴史認識のようである。千人組の設置目的が江戸の防衛とか八王子の治安維持などというのは名目に過ぎない。

失業者の大量雇用を行なつたのは統一政権を徹底させるためである。「濫妨・狼藉」をいくら禁止したとしても、その日の糧にも困る人が大量にいたのでは、禁令も効果はない。安易に考えれば罰則を厳しくするという方法もあるだろう。しかし最も賢明なのは「濫妨・狼藉」をしないで済む社会をつくることである。千人同心の成立に関する研究もそうした視点からの分析が必要である。

注

- 1 『八王子千人同心史資料編Ⅰ』（八王子市教育委員会発行、一九九〇年、以下『同心史（資Ⅰ）』）、二七四ページ。
- 2 千人組同心組頭の塩野所左衛門が著した八王子の歴史書。千人組を中心として書かれており、文政七年成立。活字本として『桑都日記』（一九七三年）、『桑都日記続編』（一九七二年）が、鈴木龍二記念刊行会から発行されている。
- 3 林大学頭を総裁とした幕府編纂による武蔵国の地誌。天保元年に幕府に上程された。千人同心がかかわつたのは、多摩郡四〇巻、高麗郡一〇巻、秩父郡二〇巻の分。地誌の探索には千人頭原胤敦ほか原家から二名、同心組頭・植田十兵衛ほか八名が参加している。

4 千人同心の成立に関する記述ではほぼ例外なくそう記されている。ここではひとつひとつ論文名まであげることはいらない。

5 鎌倉時代の「武士」の定義については、錦織勳「鎌倉幕府法にみる「武士」について」（『日本歴史』六〇八号一九九九年一月）を参照した。「所領の安堵」と「動員の義務」が武士の基本である。御恩と奉公は所領を媒介（知行）としているだけに、代々（譜代）にわたる主従関係となる。この「譜代」という関係は時代とともに多分にステイタス（譜代席）とか「准譜代席」などになり、後には切米取りでも、つまり領地がないのに軍役を負う者がたりした。こうした現象は武士の本質的な性質から派生して、平和な時代には格式として授与や剝奪の対象となつてしまつたゆえに起こつた。結局、武士の基準として残るのは権利や名譽ではなく、主君に対して動員の義務を負っているかどうかである。

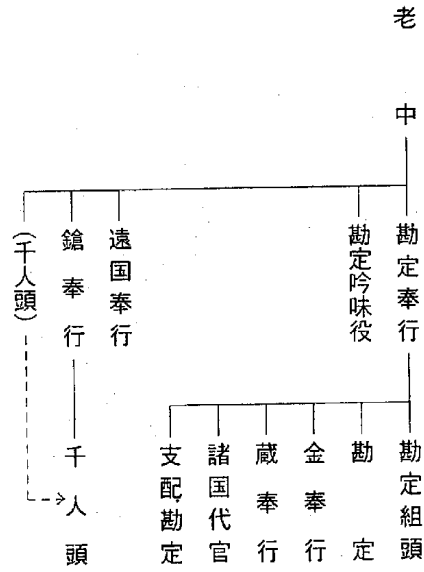
6 「兵糧給付の有無は、民兵と武士とを峻別する重要な指標とみることができ」（藤木久志「村と領主の戦国世界」、東京大学出版会、一九九七年、一六三ページ）というのも動員の義務の有無を武士の基準とするのと同趣旨である。武士は「御恩」を受けているから、自弁で人員を引き連れる。民兵は戦争に動員されるだけなので動員する側が手当てを支給するのである。勝俣鎮夫「戦国法成立論」（東京大学出版会、一九七九年）も参照。

7 天正九（一五八一）年三月二十日付で小十人頭の荻原豊前に与えられた朱印状によると、荻原の同心一〇人（名字はない）に対して普請役の免除を与えている史料をはじめ、「荻原豊前守同心」という肩書きをもつ農民に免許を与えたものも残っている。『同心史（資Ⅰ）』一五九ページ。他に村上直「八王子千人同心の成立」『信濃』第一七巻第一号五三、五四ページにも資料（『甲斐国古文書』、『甲斐国志巻之百十九』所収資料）が掲載されている。

8 機械的な分類の少数の例外として十津川村の例がある。また明治二六、三〇年代の士族編入運動は多分に政治的な運動であり、客観的な基準による認識ではない。

9 左にあげた幕府の職制図をみると、勘定奉行の下に勘定組頭から支配期定までが同列に並んでいるが、この図は奉行と各役職との指揮命令系統

幕府職制 (勘定所および千人組関係)



をあらわしている。つまりこれらの役職がすべて同格であるわけではなく、図1にみられるようなランクが存在した。また勘定奉行(三〇〇〇石高)と勘定吟味役(五〇〇石高)も老中支配の下で並列されているが、同様の理由で両者は同格ではない。

11 藤井謙治編『日本の近世3』(中央公論社、一九九一年)一六二ページ。天正十年の時点における千人頭九人の所領の合計は九三五貫文である。

10 千人頭窪田家の由緒書(『同心史(資1)三ページ』)には「貫文が一〇石と計算されているので、合計を石高に直すと九三五〇石である。千人頭一人あたり平均一〇〇〇石余となるが、幕府の軍役をみると一〇〇〇石の武士が動員する人数は合計で一人(笹間良彦「江戸幕府役職集成(増補版)」雄山閣、一九九〇年、五〇ページ)である。天正十年の段階と後の江戸幕府の軍役負担が同じとは限らないが、動員能力にそれほど違いはないことを前提にしてここでは幕府の軍役規定を援用する。

13 『国史大辞典』(吉川弘文館)一〇巻、二四四ページ、「同心」村井益男氏稿。
藤木久志「雑兵たちの戦場」(朝日新聞社、一九九五年、特に「IV戦場から都市へ」雑兵たちの行方」を参照)

14 その他の救済策としては、八王子の町を新たに建設することによって、雇用機会を増やした。「当所江宿越之名前控」(『同心史(通)』三九ページ)には八王子建設のために集まった浪人の名前が記載されている。

15 天保六(一八三五)年二月の時点では一〇俵高の同心は四六六人、一俵から一五俵の同心は二四八人となっている。ただし千人同心の俸禄は一〇俵を越える分については譲渡が可能であったので、一〇俵の同心が必ずしも慶長五年の採用とは限らない。

16 笹間良彦『足軽の生活』(雄山閣、一九九一年、二一六、二一九ページ)、『江戸幕府役職集成(増補版)』(三〇三ページ)など。なお千人同心の見習いは無給である。

17 たとえば北条氏照(八王子城主。小田原北条氏三代氏康の三男。四代氏政の弟)が来住野大炊助にあてた永禄九(一五六六)年の着到状には、大炊助が戦争の際に徒歩侍一人と長柄の足軽一人を動員する旨が記されている(下山治久著『八王子城主・北条氏照』、たましん地域文化研究所、一九九四年、四二号文書)ので、大炊助は武士である。ところが後世の千人同心のなかに「木住野」の名字をもつ者がいる。この木住野が大炊助の子孫かどうかは確定できないが、その可能性はある。「木住野」氏は家光の時代に組頭になっている。

18 たとえば氏照の重臣の一人である間宮綱信は武藏国久良岐郡水取沢郷(現横浜市磯子区)に所領をもっていた。八王子落城後、綱信は家康から五〇〇石与えられ、子孫は旗本として続いた。『旧高田領取調帳』によると、水取沢村一五〇石余は間宮兵庫の知行であり、近くの中里村(三〇〇石)も間宮帯刀の知行となっている。

19 氏照の旧臣の行方については、八王子市史下巻(八王子市史編さん委員会編、一九七七年、四六〇〜五〇〇ページ)の「三秀吉の関東攻めと小田原の降伏」を参照。

20 『八王子千人同心関係史料集』第一集(八王子市教育委員会、一九八八年)、一〇二ページ。『八王子市史下巻』九〇〇〜九〇一ページ。野口正久「寛政の改革」と八王子千人同心」(『多摩のあゆみ』三三三号、二五ページ)。八王子に移住してきた同心二四八人のうち組頭は二三人とい(『同心史(通)』八ページ)、彼らは「天正以来の組頭の家筋」と呼

- ばれる。また家康の関東移封から関ヶ原の合戦までの一〇年間に、組頭は七七人が採用され（慶長以来の組頭の家筋）、合計で一〇〇人になった（組頭と同心を区別して採用したのか、あるいは必要人員を区別なく採用した後に、組頭を任命したのかは不明である）。両者を合わせて「天正慶長以来の家筋」とか「天慶以来の家筋」などと表現する。
- 文政二（一八一九）年に千人頭河野通泰は同心の家筋の調査を行なったが、天正以来の組頭は二三人、慶長以来の組頭は九人となっている。前者の二三人は、たまたま八王子に移住してきた組頭の人数と同じであるが、慶長時代の組頭の家筋が文政時代と全て同じであるかどうかについて、『同心史（通）』八ページと『桑都日記』九〇〇ページの組頭の姓を比較すると、ほぼ同じ家筋が続いているようにみえる。同心の家筋調査は何度か行われたようである。
- 21 「安永九年二月千人頭山本組同心由緒書」（『江戸幕府千人同心関係資料調査報告』、東京都教育委員会、一九八八年、八三―一〇〇ページ）
- 22 「享和二年二月千人頭中村組同心由緒書」（右岡資料一〇二―一一二ページ）
- 23 拙稿「千人同心の訴訟とその変容」の注14を参照（『創価大学人文論集』第一〇号、一九九八年、一七六ページ）。
- 24 組屋敷に居住する同心の人数は寛永十六（一六三九）年三月には七五人（『桑都日記』二〇一ページ）、寛文七（一六六七）年閏二月には一〇一人（同三二―二六ページ）、安永七（一七七八）年には一〇〇余人（『桑都日記統編』三〇一ページ）、文政七（一八二四）年十二月には八二人（同二〇〇九ページ）、嘉永五（一八五二）年六月では七〇人程度となっている（『八王子千人同心関係史料集』第三集、八王子市教育委員会、一九九〇年、一八ページ）。
- 25 拙稿「千人同心の任務と幕府の対応」（『創価大学創立二五周年記念論文集』、一九九五年、一一―一九ページ）。
- 26 『桑都日記統編』二九九ページ。
- 27 『小山品家文書（四）』（多摩市教育委員会、一九八七年）、九〇ページ。
- 28 辻達也編『日本の近世10』（中央公論社、一九九三年）五八ページの記述をまとめた。
- 29 五〇〇石クラスの武士が動員する侍は慶安の軍役令では二人となっている（笹間良彦『江戸幕府役職集』参照）。
- 30 慶長六（一六〇二）年、江戸―高井戸が開通（『国史大辞典』五巻、三七八ページ、「甲州道中」、手塚寿男氏稿）。八王子の交通路については『八王子市史下巻』五一九―五三五ページを参照。
- 31 千人頭山本氏が配置されている。『桑都日記』一八ページ、『同心史（通）』一二ページ参照。
- 32 参勤交代で小仏峠を越える大名は、高島、高遠、飯田の三藩だけだったので、近世においても多人数の通行には不向きな街道であったことがわかる。